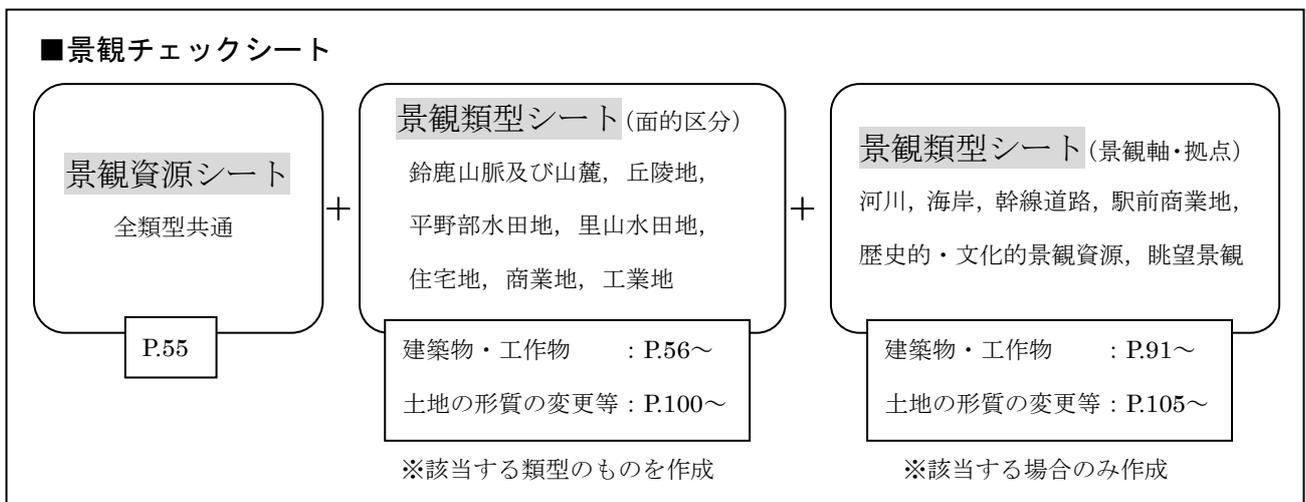


第4章 景観チェックシート

市では、景観の基本計画を作成するに当たっての参考資料として、設計者用の景観チェックシートを「景観資源」及び「景観類型（市の特性による面的区分、市の個性を彩る景観軸・拠点）」ごとに作成しています。

「景観資源」シートには、計画地の周辺のまち歩き調査で把握した身近な景観資源の特性及び設計上配慮又は工夫した内容を記入していただく欄を設けています。

「景観類型」シートには、景観類型別の景観形成方針、景観上の配慮事項、具体的な配慮の内容及び景観形成基準を明記しており、それらを踏まえて、設計者に設計内容の評価及び配慮又は工夫の内容を記入していただく欄を設けています。



できる限り景観上の配慮事項を当該計画に取り入れていただければ、『“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり』へ繋がっていくものと考えています。

一般住宅や小規模な店舗等の建築行為等を検討されている方は、景観法の届出対象行為には当たりませんが、景観の基本計画の段階から、景観チェックシートを活用し、当該計画の内容が景観上の配慮がなされているか否かを確認することをお奨めします。

大規模な商業施設・工場・共同住宅等の建築行為等を検討されている方は、景観法の届出が必要となりますことから、景観の基本計画の段階から条例に基づく事前相談を行う必要があります。計画段階から景観チェックシートを活用し、景観形成基準に適合した計画になるよう当該計画を作成していただきますようお願いいたします。

条例に基づく事前相談において、届出者と市との間で、景観チェックシートの内容を確認し、協議調整を図りながら、景観形成基準（協議事項）の内容が当該計画に反映できるように努めていただきたいと思います。

※景観法の届出の対象行為及び届出の流れについては、「第5章 景観法の届出制度の解説」に詳述していますので、確認してください。

■景観チェックシート（景観資源シート） ※全類型共通

届出者氏名	行為の種類
行為の場所	届出対象行為
	有り ・ 無し

<計画地の周辺の景観資源の把握>

- 鈴鹿らしい景観形成を考えると留意する際に、計画地の周辺に身近な自然的景観資源や歴史的・文化的景観資源等の特徴的なものがあれば把握しましょう。
- 計画地の周辺のまち歩きによる景観資源の調査をお願いします。

(例えば、計画地の周辺半径 150～200mの範囲にある景観資源を抽出し、その特性について記入し、その位置を地図に明示してみましょう。)

位置	景観資源の種類	景観資源の特性	景観資源に設計上配慮又は工夫した内容
例①	景観資源の種類 樹姿・樹勢の 優れた樹木	景観資源の種類 推定樹齢が 100 年を超える巨木がある。この地域の景観のシンボリックな存在となっている。	この巨木周辺の自然的景観と調和するように、建築物の高さを抑え、色彩に配慮した。

○上記の景観資源に配慮又は工夫して景観設計を進めていきます。 (景観資源に設計上配慮又は工夫した内容を記入してください。)

景観資源の種類	具体的な内容 (例)
自然的景観資源	<input type="checkbox"/> まとまった里山・樹林地 <input type="checkbox"/> 樹姿・樹勢の優れた樹木 <input type="checkbox"/> 一団の優良な農地 (水田地・茶畑・サツキ畑など) <input type="checkbox"/> 見晴らしの良い場所 <input type="checkbox"/> 河川・水路・ため池等の水辺
歴史的・文化的景観資源	<input type="checkbox"/> 古くからの既存集落 <input type="checkbox"/> 古くからある建築物 (民家) <input type="checkbox"/> 寺社・仏閣 <input type="checkbox"/> 歴史を感じさせる道標やほこら
都市的景観資源	<input type="checkbox"/> 地域の祭り・伝統行事・イベント <input type="checkbox"/> 季節の風物詩
	<input type="checkbox"/> 地区計画などによる計画的な住宅開発団地 <input type="checkbox"/> 商店街 <input type="checkbox"/> 大規模商業施設 <input type="checkbox"/> 公園緑地 <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> 文化施設 <input type="checkbox"/> 教育施設

<景観類型の把握>

市の特性による面的区分	景観軸	景観拠点
自然的景観	<input type="checkbox"/> ①鈴鹿山脈及びひ山麓 <input type="checkbox"/> ②丘陵地 <input type="checkbox"/> ③平野部水田地 <input type="checkbox"/> ④里山水田地	
都市的景観	<input type="checkbox"/> ⑤住宅地 <input type="checkbox"/> ⑥商業地 <input type="checkbox"/> ⑦工業地	
市の個性を彩る景観軸・拠点	<input type="checkbox"/> ①河川 <input type="checkbox"/> ②海岸 <input type="checkbox"/> ③幹線道路	
	<input type="checkbox"/> ①緑の中心核 <input type="checkbox"/> ②駅前商業地 <input type="checkbox"/> ③鈴鹿サーキット周辺 <input type="checkbox"/> ④歴史的・文化的景観資源 <input type="checkbox"/> ⑤眺望景観	

○該当する景観類型別の景観形成基準を参考に、景観設計を進めていきます。 (→該当する「景観類型」シートへ)
ただし、行為が届出対象行為に該当する場合は景観形成基準に適合する必要があります。

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ①鈴鹿山脈及び山麓】

＜景観形成方針＞

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。
・国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
・周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に努めます。
・山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
・周辺住民等との協働により、山裾の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	□建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。		P. 12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。		P. 14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分節化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分節化や高さに変化をつける。		P. 15 P. 17
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するよな屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。		P. 20
			●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。		P. 21

解説 ページ	適否	評価	配慮又は工夫の内容	景観設計の手引き		景観形成基準	
				景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観計画	景観形成基準
P. 24				<p>c) 外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p>	<p>●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見えない場合には、建築物本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□道路その他の公共の場所から望み得る位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p>	P. 24
				<p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□建築物等は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆い得る限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望み得ない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>		
P. 25				<p>a) 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとすることで、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p>	P. 25
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p>		
P. 26				<p>b) 周辺の景観との調和に配慮 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 26
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>		
P. 28 P. 29				<p>c) 周辺の景観との調和に配慮 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	P. 28 P. 29
				<p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） 使用可能な色彩 R, Y R, Y の場合 6以下 その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合 2以下</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>		

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																														
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容																																		
	<p>景観設計の手引き</p> <p>具体的な配慮の内容</p> <p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>鈺鹿市景観計画</p> <p>景観形成基準</p> <p>□ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合						
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																		
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																		
YR～2.5		3程度以下																																		
Yの場合		2程度以下																																		
その他の場合																																				
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																		
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																		
YR～2.5		3程度以下																																		
Yの場合		2程度以下																																		
その他の場合																																				
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 □ 山地・農地・河川 ○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p> <p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 □ 中高層建築物 ○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□ 大規模工業施設 ○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物 ○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>				P. 29																														
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 □ 山地・農地・河川 ○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p> <p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用 □ 中高層建築物 ○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□ 大規模工業施設 ○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物 ○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>				P. 28																														

	景観設計の手引き		景観形成基準	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
エ 素材	a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>景観形成基準 □ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>			P. 32
	b)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 33
オ 緑化	a)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 34
	b)	<p>大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。</p>	<p>● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 □ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。</p>			P. 35
							P. 36
							P. 37
							P. 38

景観設計の手引き	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
カ そ の 他	c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えよう配慮する。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えよう配慮する。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。		P. 39
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。		P. 40
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周辺に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことのできる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。		P. 42
	c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合は、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えられ、この限りでない。		P. 43
			●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。		P. 44
			●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えられ、この限りでない。		P. 45

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ②丘陵地】

＜景観形成方針＞

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。
 ・特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
 ・茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
 ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
 ・電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
 ・河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
 ・周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。 ●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	景観形成基準 △建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。			P.12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。 ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。	景観形成基準 △大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。			P.14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。 ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	景観形成基準 △建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。			
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。 ●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせること、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	景観形成基準 △建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。 △現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。			P.20
						P.21

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ					
	景観上の配慮事項	景観設計の手引き									
c)	外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容 ● 屋外階段の意匠の配慮 ○ 屋外階段が道路などの公共の場所から見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。 ● 屋外設備を目立たせない配慮 ○ 給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○ 給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○ 主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準 □ 道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。 □ 建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。	P. 24							
		a)	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容 ● 屋外設備を目立たせない配慮 ○ 給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○ 給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○ 主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。				□ 屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。 □ 建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。 ■ 外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下
使用する色相	使用可能な彩度										
R, Y R, Y の場合	6 以下										
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下										
b)	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容 ● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺との調和などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	P. 28 P. 29								

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																											
	具体的な配慮の内容		景観形成基準																																
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>□ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合					P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□ 山地・農地・河川</p> <p>○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>□ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>			P. 29																														
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p>	<p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>□ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>□ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 28																														

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
エ 素材	a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>		P. 32	
							P. 33
オ 緑化	a)	<p>敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。</p> <p>● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。</p> <p>● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p> <p>● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p> <p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。</p> <p>□ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。</p> <p>□ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 34
							P. 35
			<p>● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>			P. 36
			<p>● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。</p> <p>● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。</p>	<p>□ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。</p> <p>□ 大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。</p>			P. 37
							P. 38

景観設計の手引き	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
カ そ の 他	c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。 ●樹木をそのまま保存できるような建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えやすいよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えやすいよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 <input type="checkbox"/> 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。	P. 39		
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、人通りの多い通りに、安全上支障のない範囲内で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	<input type="checkbox"/> 駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。 <input type="checkbox"/> 立体駐車場を道路その他の公共の場所から望みできる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。	P. 42		
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう ●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 <input type="checkbox"/> 景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	P. 43		
c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物などとも合わせて周辺景観と調和させること。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	<input type="checkbox"/> 増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えられないものがないものである場合は、この限りでない。	P. 44			
						P. 45

＜景観形成方針＞

<p>広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらす田園景観の保全に努めます。 ・ 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。 ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。 ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。 ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。 ・ 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配感又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配感事項	具体的配感の内容				
a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみや里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	景観形成基準 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみや里山の樹林地への眺望を阻害しないよう、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。			P. 12
ア 配置・ 規模	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 	□ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫する □ 圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。			P. 14
c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	□ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。			P. 15
イ 形態・ 外観	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和するような屋根形状 ○ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ● 地形との一体性に配慮した形態、外観 ○ 建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	□ 建築物は、後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど、田園景観と調和した屋根形状とする。			P. 20
			□ 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。			P. 21

ウ 色 彩	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ											
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容															
ウ 色 彩	c)	<p>外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ペランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>			P. 24											
	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下		
使用する色相	使用可能な彩度																
R, Y R, Y の場合	6 以下																
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下																
使用する色相	使用可能な彩度																
R, Y R, Y の場合	6 以下																
その他の場合	2 以下																
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>			P. 28 P. 29												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																											
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容	景観形成基準																																
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合					P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□山地・農地・河川</p> <p>○(略)大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□中高層建築物</p> <p>○中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□大規模工業施設</p> <p>○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>□大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>□中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 29																														
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□中高層建築物</p> <p>○中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>□大規模工業施設</p> <p>○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>□大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p> <p>□中高層建築物において、明度の低い色(こげ茶色など)を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 28																														

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準					
工 素 材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 □ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 32
	b)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□ 敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □ 道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □ 敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。 □ 大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。 □ 大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 □ 大規模工業施設では、敷地外周部(緩衝緑地帯)に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。				P. 33
オ 緑 化	a)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。				P. 34	
	b)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	● 緑化の位置についての配慮 ○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ● 地域の気候、風土への配慮 ○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ● 周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○ 大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。 ● 大規模商業施設における緑化の配慮 ○ 大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ● 大規模工業施設における緑化の配慮 ○ 工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。				P. 35	
							P. 36	
							P. 36	
							P. 37	
							P. 38	

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	<input type="checkbox"/> 敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 <input type="checkbox"/> 保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。	P. 39		
		a)	<p>●屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、人通りの多い通りに、安全上支障のない範囲内で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。</p> <p>●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。</p>			
b)	<p>●過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<input type="checkbox"/> 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 <input type="checkbox"/> 景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	P. 43		P. 43	
c)	<p>●既存建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化などにより遮へいする。</p>	<input type="checkbox"/> 増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見えさせることのないものである場合は、この限りでない。				P. 44
カ その 他						

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ④里山水田地】

<景観形成方針>

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。
 ・稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に努めます。
 ・水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
 ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
 ・河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の高さとの調和 ○ 広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○ 特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。 	P.12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○ 高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 	P.14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の分節化による規模の緩和 ○ 同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 ● 背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○ 山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 □ 建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。 	P.15 P.17
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観に調和するよる屋根形状 ○ 背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ● 地形との一体性に配慮した形態、外観 ○ 建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。 □ 現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 	P.21 P.21

ウ 色 彩	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ												
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容																
ウ 色 彩	c)	<p>外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。 ○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。</p> <p>□建築物は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>			P. 24												
	b)	<p>周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺の調和に配慮する。</p>	<p>景観上の建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下				P. 28 P. 29					
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, Y R, Y の場合	6 以下																	
その他 (G Y, G, B G, B, P B, P, R P) の場合	2 以下																	
	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下	<p>景観形成基準</p> <p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, Y R, Y の場合</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, Y R, Y の場合	6 以下	その他の場合	2 以下			P. 26
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, Y R, Y の場合	6 以下																	
その他の場合	2 以下																	
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, Y R, Y の場合	6 以下																	
その他の場合	2 以下																	

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																											
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容	景観形成基準																																
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合			<p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5		3程度以下	Yの場合		2程度以下	その他の場合					P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																	
YR～2.5		3程度以下																																	
Yの場合		2程度以下																																	
その他の場合																																			
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 山地・農地・河川</p> <p>○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>○ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>			P. 29																														
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p>	<p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>○ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けた方がよいでしょう。</p>	<p>○ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 28																														
	<p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p>	<p>○ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>			P. 28																														

	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準	景観形成基準					
エ 素材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	●周辺の景観との調和への配慮 ○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。 ●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用 ○タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 ○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。	□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。 □建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。 □建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。					P. 32
		a)	敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。	●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。 ●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。					P. 33
オ 緑化	b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	●大規模商業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。					P. 33
			●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。	□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。					P. 36
			●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。					P. 36
				□敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。					P. 36
				□大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。					P. 37
				□大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。					P. 38

景観設計の手引き	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるように配慮する。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。			P. 39	
	a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化すること、沿道にうるおいを持たせる。	□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。			P. 40
	b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 ●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。	□立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。			P. 42
カ そ の 他			□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。			P. 43	
	c)	既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。	●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化する。	□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることがないのである場合は、この限りでない。			P. 44
						P. 45	

ウ 色 彩	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ												
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容																
		<p>●屋外設備を目立たせせない配慮</p> <p>○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。</p> <p>○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>鈺鹿市景観計画 景観形成基準</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>			P. 25												
		<p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>□屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。</p>			P. 25												
	a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下			P. 26
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, YR, Yの場合	6以下																	
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																	
使用する色相	使用可能な彩度																	
R, YR, Yの場合	6以下																	
その他の場合	2以下																	
	b)	<p>周辺の景観との調和に配慮</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 28												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																													
		景観形成基準	景観形成基準	景観形成基準	景観形成基準																																	
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>R～2.5 Y</td> <td>5～9 程度の場合</td> <td>4 程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Y</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P B の場合</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1 程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下	2.6 Y～10 Y		2 程度以下	B～P B の場合		2 程度以下	その他の場合		1 程度以下	<p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>R～2.5 Y</td> <td>5～9 程度の場合</td> <td>4 程度以下</td> </tr> <tr> <td>2.6 Y～10 Y</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～P B の場合</td> <td></td> <td>2 程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1 程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下	2.6 Y～10 Y		2 程度以下	B～P B の場合		2 程度以下	その他の場合		1 程度以下						
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下																																				
2.6 Y～10 Y		2 程度以下																																				
B～P B の場合		2 程度以下																																				
その他の場合		1 程度以下																																				
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																				
R～2.5 Y	5～9 程度の場合	4 程度以下																																				
2.6 Y～10 Y		2 程度以下																																				
B～P B の場合		2 程度以下																																				
その他の場合		1 程度以下																																				
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>○ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けたい方がよいでしょう。</p> <p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>○ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>○ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p> <p>○ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>																																				
a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>																																					
エ 素材																																						

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容					
a) 敷地内はできるだけ多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の種類に配慮すること。 b) 大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。 c) 敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木にできる限り保存し、修景に活かすこと。	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	景観形成基準 □建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。 □道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。 □敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。				P. 34	
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●緑化の位置についての配慮 ○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。 ●地域の気候、風土への配慮 ○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。 ●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮 ○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。	□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。				P. 35
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。 ●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないよう配慮する。	□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。				P. 36
緑化	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。				P. 37	
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。				P. 38	
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。				P. 39	
	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないよう配慮する。				P. 40	

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	景観設計の手引き				
その他	a)	<p>屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲に、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。</p> <p>●沿道のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。</p>	<p>●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。</p> <p>●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。</p>	<p>鈴鹿市景観計画 景観形成基準</p> <p>□駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。</p> <p>□駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。</p>		P. 42
	b)	<p>夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 光が周辺に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。</p> <p>●過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>●過剰な光が周辺に散乱しないよう配慮 ○過剰な光が周辺に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>●景観特性に調和した照明の配慮 ○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>□夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。</p> <p>□景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>		P. 43
	c)	<p>既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。</p> <p>●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。</p>	<p>●既存建築物の外観変更 ○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。 ●緑化などによる既存建築物の遮へい ○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。</p>	<p>□増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見られることのないものである場合は、この限りでない。</p>		P. 44
						P. 45

＜景観形成方針＞

緑化推進などによるゆとりといるおおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ	
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容			
ア 配置・規模	a)	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の高さと調和 ○広がりのある自然的景観との調和、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。 	P. 12	
	b)	<ul style="list-style-type: none"> ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> □大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 □建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。 	P. 14	
	c)	<ul style="list-style-type: none"> ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。 	P. 15	
イ 形態・外観	b)	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。 	P. 17	
	c)	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などの公共の場所から見えない場合同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。 	<ul style="list-style-type: none"> □道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。 	P. 23	
					P. 24

景観上の配慮事項	景観設計の手引き 具体的な配慮の内容	鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ												
		景観形成基準	景観形成基準																
	<p>●屋外設備を目立たせない配慮</p> <p>○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。</p> <p>○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などが見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>					P. 25												
a)	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>景観形成基準</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とすること。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下					P. 26
使用する色相	使用可能な彩度																		
R, YR, Yの場合	6以下																		
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																		
使用する色相	使用可能な彩度																		
R, YR, Yの場合	6以下																		
その他の場合	2以下																		
b)	<p>周辺の景観との調和に配慮</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□中層建築物</p> <p>○中層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使う場合は、中高層部を避けた低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮を必要がります。</p> <p>□大規模工業施設</p> <p>○大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうろのおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けられた方がよいでしょう。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺との調和などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□大規模工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>					P. 28												
ウ	<p>色彩</p>						P. 28												

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
		<p>景観設計の手引き</p> <p>具体的な配慮の内容</p> <p>□長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>●アクセント色の使用に対する配慮</p> <p>○アクセント色を使用する場合には、外観に使用する他の色彩（基調色）との調和や、使用する量のバランスを工夫する。</p> <p>○商業地などでは、低層部などにアクセント色を活用するなどまちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。</p>	<p>鈴鹿市景観計画</p> <p>景観形成基準</p> <p>□長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p> <p>□建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。</p>			P. 28
工 素 材	<p>a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>□建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>			P. 33
オ 緑 化	<p>a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>●緑化の位置についての配慮</p> <p>○緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。</p> <p>●地域の気候、風土への配慮</p> <p>○植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。</p> <p>●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮</p> <p>○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p> <p>●周囲への圧迫感を軽減する緑化</p> <p>○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p> <p>□建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。</p> <p>□道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。</p> <p>□敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>			P. 34 P. 35
		<p>●高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮</p> <p>○高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p> <p>●周囲への圧迫感を軽減する緑化</p> <p>○大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>				P. 36
		<p>○周囲への圧迫感を軽減する緑化</p> <p>○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。</p>	<p>□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>			P. 36

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準	景観形成基準				
b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化に当たり、周辺への景観的影響に配慮すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。 ●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。 □大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。 					P. 37
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えないよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> □敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 □保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。 					P. 39
a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲内で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いではできる限り駐車場の出入口を配置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。 ●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。 □駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。 					P. 42
カ その他			<ul style="list-style-type: none"> □立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。 □夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 					P. 42
b)	夜間の屋外照明は、過剰な光が周辺に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●過剰な光が周囲に散乱しないような配慮 ○過剰な光が周囲に散乱しないよう、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮する。 ○夜間照明は、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。 						P. 43

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
		<p>●景観特性に調和した照明の配慮</p> <p>○地域の景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>	<p>景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。</p>			P. 44
c)	<p>既存の建築物などが周辺景観と調和していない場合には、増築などを行う際に、できる限り既存の建築物なども合わせて周辺景観と調和させること。</p>	<p>●既存建築物の外観変更</p> <p>○周辺と調和した増築部分に併せ、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などを修景する。</p> <p>●緑化などによる既存建築物の遮へい</p> <p>○増築に伴う外構工事に併せ、周辺と調和している既存建築物の前面を緑化する。また、遮へいにより遮へいする。</p>	<p>増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に見られることのないものである場合は、この限りでない。</p>			P. 45

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の特性による面的区分 ⑦工業地】

＜景観形成方針＞

緑化推進などによるゆとりとうるおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

注) ：景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“－”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容		
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準 □建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P.12
	b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。 ●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。 ●建築物の分節化による規模の緩和 ○同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させることができる。	□大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。 □建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。	P.14
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。 ●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。	P.15
イ 形態・外観	b)	歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。 ●市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。	□建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ空間演出に配慮する。	P.17
	c)	外壁や屋上に設ける設備、屋外階段、ベランダなどは、できる限り煩雑にならないよう、デザインや設置場所を工夫すること。 ●屋外階段の意匠の配慮 ○屋外階段が道路などから見える場合には、建築物本体と同系色にする、本体と同系色のルーバーで覆うなどして、全体的に統一感のあるデザインとする。	□道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。	P.23
				P.24

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																												
	景観形成基準	具体的な配慮の内容																																
a)	<p>景観上の配慮事項</p> <p>●屋外設備を目立たせない配慮 ○給水塔、空調室外機、電気メーターなどは、計画段階で景観に配慮した配置とし、必要に応じて囲いを設けるなど工夫をする。 ○給水管、電気配線、ダクトなどが、やむを得ず露出する場合は、壁面と同系色とする、植栽やルーバーで覆うなど、できる限り目立たないよう工夫をする。</p> <p>○主要な視点場からの眺望を妨げないよう、屋上の設備などの見え方に配慮する。</p>	<p>景観形成基準</p> <p>□建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望みできない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。</p>	P. 25			P. 25																												
	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相					使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁の使用可能な色彩の範囲</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>使用可能な彩度</td> </tr> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他の場合	2以下	P. 26															
使用する色相	使用可能な彩度																																	
R, YR, Yの場合	6以下																																	
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下																																	
使用する色相	使用可能な彩度																																	
R, YR, Yの場合	6以下																																	
その他の場合	2以下																																	
<p>b)</p> <p>周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下	P. 28		
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																
B～PBの場合		2程度以下																																
その他の場合		1程度以下																																
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																
B～PBの場合		2程度以下																																
その他の場合		1程度以下																																
<p>ウ</p> <p>色彩</p>	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合		3程度以下	B～PBの場合		2程度以下	その他の場合		1程度以下	P. 29																	
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																
Rの場合	6～9程度	2程度以下																																
YR～2.5Yの場合		3程度以下																																
B～PBの場合		2程度以下																																
その他の場合		1程度以下																																

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
エ 素 材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材と。</p> <p>a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 中高層建築物</p> <p>○ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくし、アクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する必要があります。</p> <p>○ 大規模工業施設</p> <p>○ 大規模工場の敷地外周部には多くの植栽が設けられており、周辺にうおいのある景観を与えています。工場などの色彩は、これら自然の緑との調和にも配慮し、極端に明度の高い色彩の使用は避けたい方がよいでしょう。</p> <p>○ 長大な壁面を持つ建築物</p> <p>○ 長大な壁面では、単調な雰囲気や威圧感を与えないよう、色彩による分節やアクセントカラーの効果的な使用などに心がけましょう。</p> <p>● 耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材の使用</p> <p>○ タイル、石材、硬質の木材など、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>○ 劣化や汚れの防止のため、できる限りメンテナンスが容易な素材を使用する。</p>	<p>鈴鹿市景観計画 景観形成基準</p> <p>□ 中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p> <p>□ 大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p> <p>□ 長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p> <p>□ 建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p> <p>□ 建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p> <p>□ 建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。</p>			P. 28
		<p>● 緑化の位置についての配慮</p> <p>○ 緑化は、道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に行う。</p> <p>● 地域の気候、風土への配慮</p> <p>○ 植物の良好な生育には、その土地の気候や風土に適していることが重要であり、地域に多く見られる樹種を選定するなど、地域特性に配慮して緑化を行う。</p> <p>● 高木、中木、低木、草木等の配置のバランスへの配慮</p> <p>○ 高木や中低木などを組み合わせ、単調な植栽とならないよう配慮する。</p>				
オ 緑 化	<p>a) 敷地内はできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。</p>					P. 33
						P. 34
						P. 35
						P. 36

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ			
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容							
b)	大規模な商業施設や工業施設用地では、敷地外周部の緑化にあたり、周辺への景観的影響に配慮すること。	●周囲への圧迫感を軽減する緑化 ○大規模な建築物などが道路に面し、周囲に圧迫感を与えるおそれのある場合には、前面に植栽スペースを設けた緑化や、壁面緑化などを行うことにより、周囲の景観への影響を軽減する。	□大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。	P. 36					
		●大規模商業施設における緑化の配慮 ○大規模商業施設での緑化においては、周辺の景観への影響を緩和するだけでなく、買い物客や周辺住民などの憩いの場としても親しまれるよう工夫する。	□大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。				P. 37		
		●大規模工業施設における緑化の配慮 ○工場の緩衝緑地帯は、常緑樹を主体とした場合、周囲に暗いイメージを与える恐れがあるため、配置や組み合わせを工夫することで、できる限り明るいイメージとなるよう配慮する。	□大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。						
c)	敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存し、修景に活かすこと。	●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮 ○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。 ○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。 ●保存にあたっては、道路など公共の場所から見えるよう配慮 ○樹木が地域の景観資源となるよう、道路、公園等の公共の場所から見えるよう配慮する。	□敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。	P. 39					
a)	屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。	●沿道にうるおいを演出する配慮 ○人通りの多い通り沿いにはできる限り駐車場の出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。	□保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えないよう配慮する。 □駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。				P. 40		
カ そ の 他		●周辺のまちなみとの調和への配慮 ○周辺のまちなみとの調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。	□駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。						

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ①河川】

＜景観形成方針＞

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活に与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。

- ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に努めます。
- ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・周辺住民等との協働による、生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容		
ア	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	景観形成基準 □建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12
配置・規模	c) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。	P. 17
イ	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。	P. 18
形態・外観	a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するよるような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。	P. 21
ウ	b) 周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。 ●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。 □建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	P. 21
色彩				P. 29

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画 景観形成基準		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																							
	具体的な配慮の内容		景観形成基準																												
	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">3程度以下</td> <td rowspan="2">3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td colspan="2">2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5	3程度以下	3程度以下	Yの場合	その他の場合	2程度以下		<p>□ 建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■ 推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">3程度以下</td> <td rowspan="2">3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td colspan="2">2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5	3程度以下	3程度以下	Yの場合	その他の場合	2程度以下				P. 29
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																													
Rの場合	5～8程度	2程度以下																													
YR～2.5	3程度以下	3程度以下																													
Yの場合																															
その他の場合	2程度以下																														
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																													
Rの場合	5～8程度	2程度以下																													
YR～2.5	3程度以下	3程度以下																													
Yの場合																															
その他の場合	2程度以下																														
a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>● 周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□ 山地・農地・河川</p> <p>○ (略) 大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。</p>	<p>□ 大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>					P. 29																							
エ 素 材		<p>● 周辺の景観との調和への配慮</p> <p>○ 自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。</p>	<p>□ 建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>					P. 32																							

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ②海岸】

＜景観形成方針＞

伊勢湾に面する本市の海岸は、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、多くの観光客が訪れ市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。

・海に親しみを感じられるよう、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。

・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう国・県へ働きかけます。

・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	解説 ページ			
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないよう配慮する。	□建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。	P. 12		
	c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源をできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。		P. 17	
	d)	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。			P. 18
	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するよう、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。			
イ 形態・外観		●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせること、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。	P. 21			
ウ 色彩	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。		P. 30		

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ																									
	具体的な配慮の内容		景観形成基準																														
	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～9程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5	5～9程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下	<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5</td> <td rowspan="2">5～9程度</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5	5～9程度	3程度以下	Yの場合	2程度以下	その他の場合		2程度以下			P. 30
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																															
Rの場合	5～9程度	2程度以下																															
YR～2.5	5～9程度	3程度以下																															
Yの場合		2程度以下																															
その他の場合		2程度以下																															
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																															
Rの場合	5～9程度	2程度以下																															
YR～2.5	5～9程度	3程度以下																															
Yの場合		2程度以下																															
その他の場合		2程度以下																															
a)	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>□海岸</p> <p>○大規模な建築物等は、明るく開放的な海岸景観になじんだ色彩とすることが望まれます。そのため、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害することがないように、建築物などの色彩は控えめにすることが望まれます。</p>	<p>□大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。</p>			P. 30																											
エ 素材	<p>周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。</p>	<p>●周辺の景観との調和への配慮</p> <p>○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。</p>	<p>□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>			P. 32																											
c)	<p>敷地内に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、修景に活かすこと。</p>	<p>●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮</p> <p>○樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように、建築物等の規模や配置に配慮する。</p> <p>○樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。</p>	<p>□敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。</p>			P. 39																											
オ 緑化																																	

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観軸 ③幹線道路】

＜景観形成方針＞

幹線道路及び周辺の景観は市民や来訪者にまちのイメージを印象づける重要な要素であるため、道路本体の修景とともに、周辺住民等との協働のもと、良好な沿道景観の保全・創出を進めます。

- ・無電柱化、歩道の美装化、街路樹の適正な配置や維持管理等の手法により道路の景観整備に努めます。
- ・周辺住民等との協働による、幹線道路への花植え・清掃などの景観形成活動を通じて、良好な沿道景観の保全を図ります。
- ・周辺住民等との協働のもと、看板類の適正な掲示や緑化の推進など、良好な沿道景観の保全・創出に向けたルールづくり等に努めます。
- ・高速道路などは、道路外部からの見え方を含め、周辺景観と調和するよう働きかけます。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

ア 配置・規模	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
		景観形成基準				
a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●規模の大きさを緩和させるようなゆとり ○田園など景観に広がりのある地域において、幹線道路に面する敷地では、周辺の景観と調和するため、できる限り壁面を後退させる。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準	□田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。		P. 13
b)	周辺のまちなみからできる限り突出しない配置、規模とすること。	●壁面後退による違和感や圧迫感の緩和 ○高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより建築物の見え方を工夫する。		□高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。		P. 14
c)	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	●主要な視点場からの眺望の確保 ○主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮する。		□携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。		P. 16

景観子エックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ②駅前商業地】

<景観形成方針>

商業地の特性を活かした良好な景観の創出を目指し、市民と行政との協働により、魅力ある景観づくりを進めます。
 ・白子駅周辺では、交通ターミナル型商業拠点としてのにぎわいの創出とともに、伊勢街道沿いの歴史・文化や海辺に最も近い主要駅という特徴を活かし、個性的で魅力ある景観形成を図ります。
 ・鈴鹿市駅周辺では、伊勢街道をはじめとする歴史・文化を活かしながら地域全体の良好な景観の形成を図ります。
 ・平田町駅周辺では、広域型商業拠点としてのまちづくりを進めるとともに、主に(都)鈴鹿中央線沿いにおいて、歩いて楽しい沿道景観の創出を図ります。

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的配慮の内容		
イ 形態・外観	b) 歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。	●市街地の地域特性に配慮した空間演出 ○市街地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのあ る空間演出に配慮する。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準 □建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特 色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観 を形成する。 □低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく 開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じら れる景観を形成する。	適否
		○低層部にショーウィンドウを設けて、賑わいを演 出する。	□ショーウィンドウの設置や照明による演出など により、賑わいのある魅力的な街路景観を形成す る。	P. 23
				P. 23
				P. 23

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ④歴史的・文化的景観資源】

<景観形成方針>

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。
 ・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に努めます。
 ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																													
	景観形成基準	具体的配慮の内容																																	
ア 配置・規模	<p>●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮</p> <p>○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。</p> <p>●まちなみの連続性の維持</p> <p>○周辺に歴史的まちなみなどが残っている場合には、壁面の位置を揃えたり塀を設置したりして、連続性を確保する。</p>	<p>●歴史的まちなみなどが持つ形態特性の活用</p> <p>○歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇、格子などのデザイン要素を活かす。</p>	<p>□建築物・工作物は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。</p> <p>□建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。</p>			P. 18																													
イ 形態・外観	<p>●歴史的まちなみや街路景観の整った地域など地域景観の特徴に配慮した形態、外観とすること。</p>	<p>●歴史的まちなみなどが持つ形態特性の活用</p> <p>○歴史的まちなみが周辺にある場合は、地域特有の軒や庇、格子などのデザイン要素を活かす。</p>	<p>□建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れ歴史のまちなみの連続性を確保する。</p>			P. 22																													
ウ 色彩	<p>●周辺の景観と調和した色彩の使用</p> <p>○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2. 5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2. 5		3程度以下	Yの場合		1程度以下	その他の場合			<p>□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>明度の推奨範囲</td> <td>彩度の推奨範囲</td> </tr> <tr> <td>Rの場合</td> <td>2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2. 5</td> <td></td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>Yの場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2. 5		3程度以下	Yの場合		1程度以下	その他の場合					P. 30
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	2～7程度	2程度以下																																	
YR～2. 5		3程度以下																																	
Yの場合		1程度以下																																	
その他の場合																																			
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																	
Rの場合	2～7程度	2程度以下																																	
YR～2. 5		3程度以下																																	
Yの場合		1程度以下																																	
その他の場合																																			

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 歴史的まちなみ ○ 歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩範囲に合わせることを望まれます。 ● 周辺の景観と調和した色彩の使用 ○ 歴史的まちなみ ○ マンションなどの大規模建築物を計画する場合には、空が背景となる高層部に明度の低い色彩を用いると、まちなみから突出して見えるため、低層部には低い明度を、高層部はやや明らかな明度を用いるなど、周辺との調和に十分配慮することが大切です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的まちなみや集落などでは、伝統的に使用されてきた素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 □ 大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周辺との調和に配慮する。 	P. 30		
エ 素 材	<ul style="list-style-type: none"> a) 周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の景観との調和への配慮 ○ 歴史的まちなみや集落などでは、伝統的に使用されてきた素材を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 建築物の低層部には、伝統的に使用されてきた素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。 	P. 32		
オ 緑 化	<ul style="list-style-type: none"> a) 敷地内ではできる限り多くの緑化を行うとともに、緑化に際しては地域の景観や気候、風土に適した樹種の選定に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまちなみと調和した緑化 ○ 歴史的まちなみや地域の緑地環境など、地域の持つ個性的な景観との調和に配慮して緑化する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 歴史的まちなみに調和した緑化を行う。 	P. 35		
カ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> a) 屋外駐車場は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り出入口を限定するとともに、安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないよう、生垣などの設置に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺のまちなみとの調和への配慮 ○ 周辺のまちなみとの調和が求められる地域において、道路に接する部分に、周辺のまちなみに合わせた門や塀を設けるなど、まちなみを整える。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。 	P. 42		

景観チェックシート（景観類型シート） 建築物・工作物【市の個性を彩る景観拠点 ⑤眺望景観】

<景観形成方針>

市域を一望できる展望台など、良好な景観を眺望できる視点場の保全とともに、そこから望める眺望に配慮した景観づくりを進めます。

- ・視点場の保全とともに、眺望を遮る樹木などの適正な維持管理に努めます。
- ・視点場から眺められる建築物などは、伊勢湾などの良好な眺望との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容				
ア 配置・規模	主要な視点場からの眺望を妨げない配置、規模とすること。	● 主要な視点場からの眺望の確保 ○ 主要な視点場から見える眺望を遮らないように、建築物及び工作物の規模、高さに配慮すること。	景観形成基準 □ 建築物・工作物は、主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。			P. 16

<景観形成方針>

① 鈴鹿山脈及び山麓

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。

- ・ 国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
- ・ 周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に努めます。
- ・ 山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 周辺住民等との協働により、山裾の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

② 丘陵地

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
- ・ 茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

③ 平野部水田地

広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらす田園景観の保全に努めます。
- ・ 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

④ 里山水田地

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に努めます。
- ・ 水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。

＜景観チェックシート＞

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項
 「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じた場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観設計の内容		景観形成基準					
土地の開墾その他の土地の形質の変更								
a)	地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	●地形の尊重 ○段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。 ●良好な樹木、水辺などの保全 ○行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限り既存の資源の保全に努める。 ○樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 ●法面勾配の緩和 ○勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。	□造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。 □行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。					P. 46
b)	擁壁は、できる限り自立たないよう配慮した構造とするこ と。	●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 ●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。	□擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 □擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 □長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。					P. 47
								P. 48
								P. 49

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
土石の採取又は鉱物の掘採							
a) 採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。	●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところで掘採や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないよう、採取や掘採する場所を分割する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう、場所を分割する。			P. 50	
	●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。				P. 50
b) 採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。	●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう、場所を分割する。			P. 51	
	●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。			P. 51
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積							
a) 道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。	●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。			P. 52	
	●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。				P. 52
	●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。	○採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	□堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。				P. 53

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の特性による面的区分 ⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地】

<景観形成方針>

⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地

緑化推進などによるゆとりとのおいのある市街地景観の形成とともに、地域の良好な景観を阻害しないよう周辺景観との調和に配慮した景観づくりを進めます。

- ・市街地の景観にうるおいを与える公園や緑地の整備、道路の修景などにより、地域の良好な景観の形成に努めます。
- ・駅周辺や近隣商業地など、地域の中心的エリアにおいては、事業者と周辺住民等の協働のもと、緑化の促進や街路灯のデザインへの配慮などにより良好な景観形成を誘導します。
- ・建築物などは、周辺景観と調和したデザインへ誘導するとともに、緑化の促進などによる良好な景観の形成を図ります。
- ・建築物の外観等が周辺の良好な景観を著しく損なわないよう誘導します。

<景観チェックシート>

注) [] : 景観法に基づき届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ	
	景観形成基準	鈴鹿市景観計画 景観形成基準					
土地の開墾その他の土地の形質の変更							
a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地形の尊重 ○ 段造成により地形の変更を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。 ● 良好な樹木、水辺などの保全 ○ 行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限りの資源の保全に努める。 ○ 樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。 □ 行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。 				P. 46	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺景観と調和した緑化 ○ 法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 ● 法面勾配の緩和 ○ 勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。 				P. 46	
							P. 47

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説ページ	
	景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容					
b)	擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。 ●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。 ●長大な擁壁の分割 ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。	<p>景観形成基準</p> <p>□擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p> <p>□長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>				P. 48	
土石の採取又は動物の掘採							
a)	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。 ●採取、掘採を行う場所の工夫 ○道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。 ○地肌を大規模に露出させないよう、採取や掘採する場所を分割する。 ●周辺緑化による遮へい ○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。	<p>景観設計の手引き</p> <p>●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。</p>		<p>景観設計の手引き</p> <p>□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないよう場所を分割する。</p> <p>□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。</p>			P. 50
b)	採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。 ●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。	<p>景観設計の手引き</p> <p>●速やかな緑化 ○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。 ●周辺景観と調和した緑化 ○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。</p>		<p>景観設計の手引き</p> <p>□採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。</p>			P. 51
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積							
a)	道路などの公共の場所から目立たないよう配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。 ●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。 ●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。 ●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。	<p>景観設計の手引き</p> <p>●堆積する位置、規模の工夫 ○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。 ○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。 ●植栽や塀などによる遮へい ○堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。 ○出入口はできる限り少なくする。 ●整然とした堆積 ○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。</p>		<p>景観設計の手引き</p> <p>□堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。</p> <p>□堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。</p> <p>□堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。</p>			P. 52
							P. 52
							P. 53

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の個性を彩る景観軸 ①河川 ②海岸】

<景観形成方針>

①河川

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活に与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。

- ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に努めます。
- ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・周辺住民等との協働による、生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

②海岸

伊勢湾に面する本市の海岸は、伊勢の海県立自然公園に指定されるなど、特徴ある海岸景観を多数有していることから、多くの観光客が訪れ市民に広く親しまれる景観づくりを進めます。

- ・海に親しみを感じられるよう、周辺の公園と海岸との一体性を高めるなど、特徴ある海岸景観の魅力向上に努めます。
- ・護岸などの整備においては、周辺の景観と調和するよう国・県へ働きかけます。
- ・周辺の建築物などは、海岸の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。

<景観チェックシート>

注)「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“一”を記入してください。

	景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
		景観設計の手引き	具体的な配慮の内容				
土地の開墾その他の土地の形質の変更							
b)	擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とするこ と。	●擁壁の修景 ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックな ど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。	鈴鹿市景観計画 景観形成基準	□擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形 状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、 緑化ブロックなどを使用するとともに、 前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景 観となじませるような修景を行う。ただ し、当該擁壁が道路その他の公共の場所 から容易に見られることのないもので ある場合は、この限りでない。			P. 48

景観チェックシート（景観類型シート） 土地の形質の変更等【市の個性を形作る景観拠点 ④歴史的・文化的景観資源】

＜景観形成方針＞

④歴史的・文化的景観資源

旧街道沿いに残るまちなみや各地域に分布する史跡などは、その地域特有の個性を代表する景観資源として保全するとともに、それらを尊重した景観づくりを進めます。

- ・歴史的・文化的景観資源となる文化財や歴史的な建築物などの保全に努めます。
- ・古くからのまちなみや文化財などの周辺の建築物等は、その歴史的・文化的景観との調和に配慮したデザインへの誘導を図ります。

＜景観チェックシート＞

注) [] : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

景観上の配慮事項	景観設計の手引き		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観設計の手引き	具体的な配慮の内容				
土地の開墾その他の土地の形質の変更						
a) 地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●地形の尊重 ○段造成により地形の変更を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。 	<ul style="list-style-type: none"> □歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。 				P. 46